

訪問型病児・病後児保育利用助成制度 Q&A

【助成額等】

No.	Q	A
14	通常の利用料金はいくらですか。	事業者によって異なりますが、1時間当たり約2,000円～2,500円と聞いています。 また、事業者によっては、登録料が必要となる場合がありますので、直接事業者にご確認ください。
15	助成の金額はいくらですか。	1時間につき、1,000円を上限とし、入会金、年会費、登録料、交通費、食費等を除いた額の1/2とのいずれか低い額となります。 利用時間は、事業者が発行する領収書等で確認させていただきます。
16	事前登録料は助成の対象になりますか。	対象になりません。
17	毎月定額を支払い、月1回病児保育無料というシステムのベビーシッターに加入しています。この場合の定額部分は対象となりますか。	領収書等に、毎月支払う月会費に1回目の保育料が含まれていることが明記されている場合に限り助成対象となります。
18	クーポン割引券を利用した場合の助成額はどのようになりますか。	クーポン割引を除いた、現金で支払った部分についてのみ助成対象となります。

【その他】

No.	Q	A
19	留守宅にベビーシッターが来ることに抵抗があります。	ベビーシッターは、在宅保育や個別保育を業務として行うために、基礎的、専門的知識や技術を身につけています。 利用にあたっては、入室可能な部屋等をきちんと指示してください。 また、貴重品は出来る限り鍵のかかる部屋などに置いておくようお願いいたします。
20	ベビーシッター中、万が一事故が起きた時の責任は	保育中の事故の責任は、派遣する事業者等となります。事業者等にご確認ください。
21	①夜勤のため、夜間のベビーシッター派遣は可能ですか。 ②ベビーシッターに子どもを散歩に連れて行ってもらえますか。	それぞれについて、派遣が可能かどうかについては、事業者等にご確認ください。 対応可能であった場合、本制度は自宅での保育を対象とした助成制度ですので①は対象となりますが、②については対象外となります。